

議案第 88 号

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 17 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
杉並区体育施設等に関する条例（昭和 32 年杉並区条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「公園施設」を「体育施設等」に改め、「体育施設及び」を削る。
別表第 3（3）運動場の部の次に次のように加える。

（3）の 2 体育館

施設区分	使用区分			使用料
永福体育館	一般	1 人、1 回 当たり	小人（小・中学生）	50 円
			大人	100 円
	貸切り	2 時間当 たり	全面	1,400 円
			半面	700 円
			1 / 3 面	400 円

別表第 3 付記 4 を同表付記 5 とし、同表付記 3 の次に次のように加える。

4 別表第 3（（3）の 2 に限る。）の適用において、使用区分が一般の 1 回の使用は、別に委員会が定める 2 時間を単位として割り振られた時間内とする。

別表第 4（6）体育館の部永福体育館の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の杉並区体育施設等に関する条

例の規定により指定管理者に対して行われた杉並区永福体育館の使用の申請その他の行為又は指定管理者が行った杉並区永福体育館の使用の承認その他の行為は、それぞれ杉並区教育委員会に対して行われたもの又は杉並区教育委員会が行ったものとみなす。

(提案理由)

永福体育館の使用料を定める等の必要がある。

杉並区体育施設等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
(使用料等)	(使用料等)
第 5 条 <u>体育施設等</u> （別表第 4 に規定する施設を除く。）の使用料は別表第 3 のとおりとし、 <u>体育施設等</u> （別表第 4 に規定する施設に限る。）の利用料金は別表第 4 のとおりとする。	第 5 条 <u>公園施設</u> （別表第 4 に規定する施設を除く。）の使用料は別表第 3 のとおりとし、 <u>体育施設及び公園施設</u> （別表第 4 に規定する施設に限る。）の利用料金は別表第 4 のとおりとする。
2 略	2 略